



- 事務局  
(伴内次長) 報告第1号「農地法第5条の規定による転用届出の受理について」報告  
します。  
1番、申請地目は畑、面積268㎡です。転用目的は住宅建築敷地、権利種  
別は売買による所有権移転です。  
2番、申請地目は畑、面積274㎡です。転用目的は宅地分譲敷地、権利  
種別は売買による所有権移転です。  
1番、2番ともに市街化区域内にある農地で住宅地の中に位置しており、  
周辺地域に与える影響はないものと考え、審査の結果、適法な届出であ  
ると認められましたので受理したものです。報告は以上です。
- 議 長  
(関谷会長) 事務局からの報告が終わりました。質問、意見はありますか。  
(「ありません」の声)  
質問、意見がありませんので、これで報告を終わります。
- 議 長  
(関谷会長) 議事に入ります。  
「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について」上程  
します。「議第1号」について、事務局より説明願います。
- 事務局  
(菫澤係長) 「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について」説明  
します。  
農地法第3条による所有権移転です。申請地目は畑、面積は79㎡です。  
申請の農地は、譲渡人の自宅から離れており、譲受人の自宅に隣接して  
います。譲受人は、畑を耕作しており、取得する農地も含め畑として耕作  
の予定です。譲渡人の希望もあり話し合いがまとまり、農地を取得する  
ものです。  
この申請については、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件  
を満たしていると考えます。説明は以上です。
- 議 長  
(関谷会長) 事務局の説明が終わりました。「議第1号」について、地区担当委員の池  
田委員より補足説明をお願いします。
- 池田委員 9月18日に、譲渡人、譲受人の3人で現地確認をいたしました。  
譲受人のお父様が生前、農地を売買するということで譲受人と覚書が交  
わされていた農地で、今年4月に譲渡人が農地を相続したことを機に売  
買を行うものです。譲受人は、畑を耕作されており管理もきちんとされ  
ていますので問題ないと考えます。

議 長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。  
(関谷会長)

(「ありません」の声)

質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第1号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議 長 次に、「議第2号 農地法第4条の規定による許可申請の許可について」  
(関谷会長) 上程します。それでは「議第2号」について、事務局より説明願います。

事務局 議第2号「農地法第4条の規定による許可申請の許可について」説明い  
(伴内次長) たします。

申請地の登記地目は畑、筆、面積合計 159 m<sup>2</sup>です。先代が倉庫を建築する際に、農地法の理解が十分でなく、農地転用の申請が必要なことを失念したまま倉庫を建築し、もう1筆は庭敷地として使用しており、現在に至ります。令和2年に今回申請者が相続し、土地を調査したところ農地であることが判明し、許可申請が提出されたものです。

申請地は市外化調整区域内にある農用地区域外の農地で住宅が連たんしている第3種農地と判断されます。申請地については地元農家組合長から農地転用に関して支障がない旨の同意書が出されており、周辺の農地に与える影響はないものと考えられます。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。「議第2号」について、地区担当委員の小  
(関谷会長) 杉委員より補足説明をお願いします。

小杉委員 9月19日に現地確認いたしました。

1番は、相続登記をしようとしたところ申請が正しくされていない事がわかりました。住宅の先にある場所は、住宅が現在無人の状態であり、草が生い茂っている状況です。またもう1筆は、以前は建築物が立っていましたが現在は撤去されており、基礎の部分とコンクリートの形がそのまま残っている状態です。地元の組合長さんからも問題ないと聞いております。

議 長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。  
(関谷会長)

（「ありません」の声）

質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第2号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議 長  
（関谷会長）

次に、「議第3号 農地法第5条の規定による許可申請の許可について」上程します。それでは「議第3号」について、事務局より説明をお願いします。

事務局  
（伴内次長）

議第3号「農地法第5条の規定による許可申請の許可について」説明いたします。

申請地の登記地目は田、面積39㎡です。

転用目的は通路敷地で、公道から自宅への往来に自己所有地のみでは幅員が狭く不便を解消したいと、譲渡し人と申請地について所有権移転の協議が整い許可申請が出されたものです。申請地は都市計画区域外で、かつ農用地区域外の農地で住宅が連たんしている第3種農地と判断されます。また地元農家組合長から農地転用に関して支障がない旨の同意書が出されており、周辺の農地に与える影響はないものと考えられます。説明は以上です。

議 長  
（関谷会長）

事務局の説明が終わりました。「議第3号」について、地区担当委員の小林平仁委員より補足説明をお願いします。

小林委員

譲受人は、数年前に他県から移住されてきた方で、昨年度に移住のための農地付き空き家で農地の取得をされた方です。住宅敷地が市道から約50m 引っ込んでおり私道を利用しているが、不便なため一部の土地を譲り受け道路として整備したいというものです。農家組合等の承諾も得ており問題はないと考えます。

議 長  
（関谷会長）

事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

（「ありません」の声）

質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第3号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

本日の日程は全て終了いたしました。以上で、令和5年9月の農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時15分 閉会)

議事録に相違ないものと認め、ここに署名致します。

議 長 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_

議事録調製者(係長) \_\_\_\_\_